

第3章 テーマ別まちづくり指針



この章では、将来都市像を実現するため、「土地利用計画（住宅地及び拠点づくり）」「交通ネットワークづくり」「水と緑の環境づくり」「暮らしを支えるまちづくり」「安全、安心なまちづくり」「魅力と活力のまちづくり」に関する指針を示します。

テーマ別まちづくり指針の各項目と、第1章で掲げた五つの「まちづくりの視点」との対応については、次の表のとおりです。

表：「テーマ別まちづくり指針」と「まちづくりの視点」の対応 ※特に関連性の高い内容に●

テーマ別 まちづくり指針	まちづくりの視点			安全で環境に優しいまちづくり	
	まちの活力を維持するために 多様な世代が集うまちづくり				
	(1) 多様な世代 に魅力的なまち づくり	(2) 水と緑の環 境を維持・発展・ 創造させるまち づくり	(3) 魅力的な街 並みとコミュニ ティを維持・発 展・創造させる まちづくり	(4) 安心して暮 らせるまちづく り	(5) 地球環境に 配慮したまちづ くり
1 土地利用計画（住宅地及び拠点づくり）					
(1) 土地利用	●	●	●		●
(2) 住宅地づくり	●		●		
(3) 地域の拠点づくり	●				
(4) きめ細かなまちづくり	●		●		
2 交通ネットワークづくり					
(1) 道路網				●	●
(2) 公共交通網	●				●
(3) 歩行空間・自転車通行空間の形成	●		●	●	
(4) 道路・交通機関のバリアフリー化	●			●	
3 水と緑の環境づくり					
(1) 緑の拠点		●			●
(2) 水と緑の軸		●			●
(3) その他の市街化調整区域内の 樹林地・農地		●			●
(4) 市街地内の自然的環境		●	●		●
(5) 緑のネットワーク		●			
(6) 水循環の再生		●		●	●
(7) 区民活動のネットワークづくり		●	●		
(8) 生物多様性		●			●
4 暮らしを支えるまちづくり					
(1) 身近な施設づくり・機能の活用 及び導入	●		●		
(2) 環境と共生するまちづくり		●			●
(3) 地域情報を活用したまちづくり	●		●		
5 安全・安心なまちづくり					
(1) 災害に強いまちづくり				●	
(2) 地域の防災まちづくり				●	
(3) 地域の防犯まちづくり				●	
6 魅力と活力のまちづくり					
(1) 景観づくり		●	●		
(2) 青葉区の特徴を生かしたビジネスや 雇用の場の創出と住民活動づくり	●		●		
(3) 歴史やまちの記憶による魅力づくり	●		●		

1 土地利用計画（住宅地及び拠点づくり）

バランスのとれた地域社会やまちの活力を維持するために、まとまりある土地利用を基本として、多様な世代に魅力的な住宅地づくり及び拠点づくりを進めます。

計画的に形成された住宅地をはじめとして、今ある住宅地を更に魅力あるものとするため、地区計画の活用など地域の実状に即したきめ細かな住宅地づくりを進めます。拠点づくりでは、多様な世代に対して魅力的な機能集積を図ります。

また、新たな住宅需要や既成市街地の再整備の必要などに対しては、地域の状況に合わせた土地利用を検討し、周辺的环境にも配慮した計画的な土地利用を誘導します。大規模な用地等の土地利用の転換にあっても、地域特性や地域住民の意向に配慮した適切な土地利用を計画的に誘導します。

(1) 土地利用

基本的には現在の土地利用規制を継承し、農地や樹林地等の自然的土地利用をはじめ、住居系、商業・業務系の土地利用それぞれをまとまりとして適切に配置し、それぞれの機能の保全・向上・集積を図ります。

① 住居系地域・・・豊かさが実感できる良好な住環境の維持された住宅地

計画的に開発された住宅地は、低層住宅を中心としつつ、中高層住宅については周辺の低層住宅への影響に配慮しながら計画的に良好な環境を維持するようにします。

住宅地内の主要な地域道路の沿道では、戸建てあるいは集合住宅を中心とし、小規模な店舗や事務所などと共存した土地利用を進めます。幹線道路沿道では住環境に配慮しながら、商業・業務などとの共存を図り、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を進めます。

② 商業・業務系地域等・・・区民生活利便性向上のための拠点整備

青葉台駅、たまプラーザ駅など各駅周辺などでは、各地域の特性を生かした商業・業務機能の集積を図るとともに、中高層住宅などの共存を図ります。

また、各駅周辺には生活拠点としての商業・業務・住宅等の機能向上を図るために地区計画等の活用と併せて土地利用を検討し、利便性の向上を図ります。

工場や研究施設などにおいては、各施設の操業環境の維持向上を図るとともに、敷地外周に緑地帯を設けるなどにより、周辺の住宅地等への影響に配慮した土地利用を図ります。

③ 自然的土地利用を中心とする地域・・・自然的環境の保全と魅力ある自然的環境の創造

青葉区北部及び西部を中心としたまとまりのある樹林地などについては原則として引き続き市街化調整区域とし、特別緑地保全地区や市民の森などの制度を活用し、積極的に保全するとともに、自然的環境とのふれあいの場として活用します。また、鶴見川（谷本川）、恩田川周辺等の農地についても、原則として市街化調整区域として市街化を抑制することを基本とし、農業振興地域や農業専用地区により良好な農地としての保全を図ります。また、防災・減災の観点からも市街化を抑制します。すでに大規模施設が立地している土地については、引き続き周辺の自然的環境等への配慮を促します。

（2）住宅地づくり

良好な住宅地及び住環境を維持・創造するために、住宅地等の種類それぞれにあった整備指針を基本として、住宅地づくりを進めます。また、横浜市においては用途地域と連動して高度地区が定められていますが、指針においてもこれを踏襲して建築物の最高限高度の基本的な方針を示しました。

《住宅地等の種類と整備指針》

[住居系地域]

① 低層住宅を中心とする地域

【対象】

低層住宅地として土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地で、現在低層住宅が立地している地域、あるいは駐車場など他の目的で利用されている地域

【整備指針】

現在の良好な住環境を保全・育成します。住宅の建替えなどを含め、整備にあたっては周辺環境に調和した住宅地づくりを進め、それぞれのまちの特徴を生かした個性豊かな街並みを創出します。敷地にゆとりがあり緑豊かな環境を整備するため、敷地の細分化や用途・形態の混在を防止します。また、二世帯住宅などの多様な住宅により、住民の年齢構成などのバランスの取れた地域社会を形成します。

<建築物の高さの最高限度……10m 又は 12m >

② 中高層住宅を中心とする地域

【対象】

中高層住宅地として土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地で、現在中高層住宅が立地している地域、あるいは駐車場など他の目的で利用されている地域

【整備指針】

現在の良好な住環境を保全します。また、建替えなど整備にあたっては住宅の質及び住環境を向上させるよう誘導するとともに、周辺の住環境への影響を考慮した住宅地づくりを進めます。

<建築物の高さの最高限度……15m >

③ 中高層住宅地に店舗・事務所が共存する地域

【対象】

中高層住宅地として土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地で、現在中高層住宅と店舗や事務所が共存して立地している地域、あるいは駐車場など他の目的で利用されている地域

【整備指針】

現在の良好な住環境を保全しながら、商業・業務などの利便施設と住宅の共存を図ります。商業・業務など利便施設が新たに立地する際には、現在の住環境に配慮するとともに、日常生活の利便性が向上するよう誘導します。

<建築物の高さの最高限度……15m >

④ 沿道に住宅と店舗・事務所が共存する地域

【対象】

幹線道路や鉄道の沿線で店舗や事務所が集積している地域

【整備指針】

住宅の質及び住環境の保全・向上を図ります。幹線道路沿道では、商業・業務などの利便施設と住宅とが共存するよう、環境の整備を図ります。

<建築物の高さの最高限度……20m >

⑤ その他の地域

【対象】

土地区画整理事業や開発によらない地域で、住宅の他、商業・業務などが混在する地域

【整備指針】

住宅の質の向上を図りながら、商業・業務などと住宅とが共存する環境の整備を図ります。狭あい道路がある地区については、セットバックや建築物の共同化により安全で快適な住環境を形成します。また、鉄道駅や幹線道路の近隣地区では、住宅への影響の少ない業務や集合住宅の誘導を図ります。

<建築物の高さの最高限度……20m >

[商業・業務系地域]

⑥ 商業・業務機能を中心とする地域

【対象】

鉄道駅周辺の地域及び近隣のための商業などが集積する地域

【整備指針】

土地の高度利用を促進し、商業・業務などの機能の集積を図り、魅力ある市街地を形成します。また、住宅を整備する際には商業・業務と共存するとともに、多世代が住まえるよう多様な住宅の供給を図ります。

<建築物の高さの最高限度……20m 又は 31m >

[工業系地域]

⑦ 工業を中心とする地域

【対象】

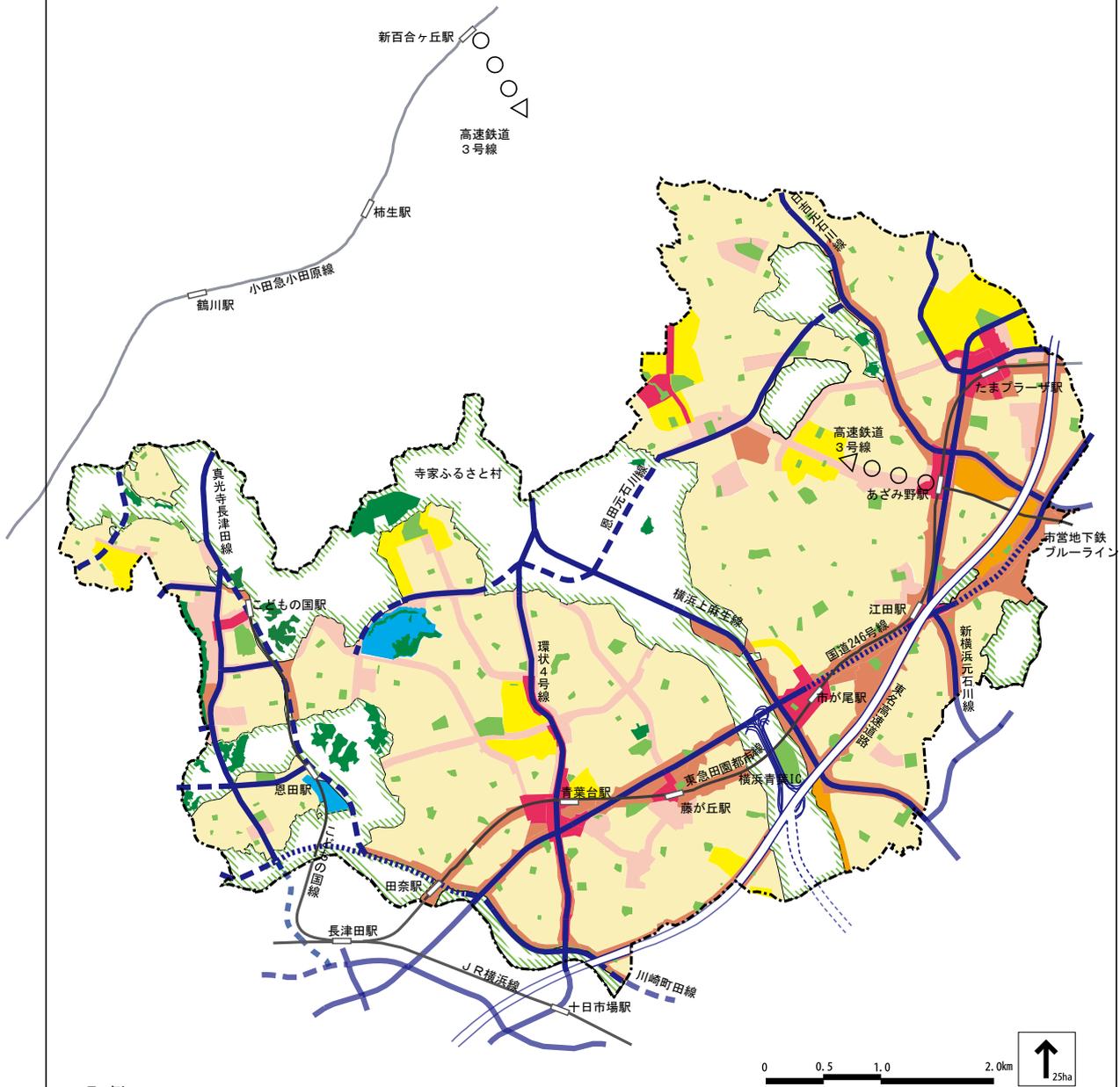
研究所等の機能を中心とする地域

【整備指針】

研究所や車両工場を中心とした機能を確保しながら、周辺の住宅地等への影響に配慮した土地利用を図ります。

<建築物の高さの最高限度……20m >

土地利用及び住宅地の指針図



凡例

	区界		幹線道路 (既存)		【住居系地域】 低層住宅を中心とする地域		【商業・業務系地域】 商業・業務機能を中心とする地域
	鉄道(駅) (既存路線)		幹線道路 (整備予定)		中高層住宅を中心とする地域		【工業系地域】 工業を中心とする地域
	鉄道 (計画路線)		幹線道路 (計画等)		中高層住宅地に店舗・事務所が共存する地域		特別緑地保全地区、市民の森等(既存)
	高速道路 (既存)		公園(既存)		沿道に住宅と店舗・事務所が共存する地域		自然的土地利用を中心とする地域
	高速道路 (整備予定)		その他市街地				

（3）地域の拠点づくり（生活拠点及び生活支援拠点）

都市活動の拠点となる生活拠点では、鉄道駅ごとの駅勢圏の大きさや機能の広域性に配慮し、地区計画や市街地環境設計制度などのまちづくり手法を活用し、土地を高度利用しながら、地域の特徴を生かした個性ある生活拠点づくりを進めると共に、鉄道沿線において機能集積を図ることにより、多様な世代に対する魅力を創出します。

青葉区では鉄道が主に区の南側を通っていることから、鉄道駅から離れた住宅地における日常生活の利便性を向上し、良好で持続可能な住宅地の形成を図るため、地区計画や市街地環境設計制度などのまちづくり手法を活用し、生活支援拠点づくりを進めます。

① 駅勢圏が大きい生活拠点

○ たまプラーザ駅周辺

区北部地域における鉄道及びバス交通の要衝としての交通利便性を生かし、鉄道駅周辺の大規模施設や商店街など既存商業の機能強化を図りながら、規制・誘導的手法等により、商業・業務・文化機能の集積を中核としたにぎわいと回遊性の高い、広域的な集客力を持つ拠点づくりを進めます。

○ あざみ野駅周辺

高速鉄道3号線（市営地下鉄ブルーライン）延伸による交通利便性の向上や、区北部地域における鉄道及びバス交通の要衝としての交通利便性を生かした土地利用について検討するとともに、規制・誘導的手法等により商業・業務・文化機能の集積を中核とする拠点づくりを進めます。特に、市北部における文化活動の拠点であるアートフォーラムあざみ野や山内図書館等の既存公共施設の連携による文化の薫るまちづくりを進めます。

たまプラーザ駅からあざみ野駅にかけては、連続的ににぎわいを創出し、区北部の中心としての拠点づくりを進めます。

○ 江田駅周辺

生活拠点としての商業・文化機能の集積のほか、鉄道と東名高速道路や国道246号線が近接する立地特性を生かした交通結節点としての機能集積を検討します。

大山街道の宿場であった荏田宿などの歴史的を感じさせる意匠を取り入れる等により、大山街道まち歩きの発着点となるような拠点づくりを進めます。

また、慢性的な車の渋滞が生じている江田駅東交差点については、丘や道路に囲まれた地理的な制約があるため、拠点づくりと併せて、交通問題の改善を検討します。

○ 市が尾駅周辺

高速横浜環状北西線や東名高速道路等の結節点としての交通利便性や鶴見川（谷本川）沿いの公共的空間を生かすとともに、自然的環境と調和した「区の顔」となる拠点づくりを進めます。

区役所をはじめとした行政サービス機能の集積を生かし、広域的な業務機能や防災機能等の立地を促進します。

また、公会堂、スポーツセンター、鶴見川（谷本川）沿いの水と緑の環境を生かした自然と親しむためのスポーツ・レクリエーション施設など、区民が集まり交流する機能を持った施設間の連携を高めるとともに、広域的な文化・スポーツ機能の集積を促進します。

○ **青葉台駅周辺**

青葉台駅周辺は、通勤者や地域住民に日常生活の利便性を提供するため、鉄道及びバス交通の要衝としての交通利便性を生かし、規制・誘導的手法等により商業・業務・文化機能の集積を強化し、区南部の中心としての拠点づくりを進めます。特に、環状4号線の渋滞や違法駐車等の交通問題の改善、青葉区民文化センター（フィリアホール）等の公共施設の活用を図りながら、商店街の強化を進め、専門的な特色を持った商業・文化機能の集積地としての形成を進めます。

② **駅勢圏が小さい生活拠点**

○ **藤が丘駅周辺**

広域的な医療機能の維持・充実や医療関連機能の集積を図るとともに、住民の身近な生活の利便性を向上させるため、魅力的な店舗などの立地を促進します。

○ **田奈駅周辺**

住民の身近な生活の利便性向上と周辺に農地がある立地特性を生かした魅力的な店舗などの立地促進により、生活拠点として必要な機能の誘導を図ります。

○ **恩田駅周辺、こどもの国駅周辺**

住民の身近な生活の利便性を向上させるため、周辺環境に配慮しながら、生活拠点として必要な機能の誘導を図ります。

高速鉄道3号線（市営地下鉄ブルーライン）の延伸により新駅が開業した場合には、新駅を中心としたエリアを生活拠点としてまちづくりを進めます。

③ **生活支援拠点（すすき野、鴨志田、奈良エリア）**

鉄道駅まで離れた住宅地の生活利便性の維持・向上を図るため、大規模団地を含むエリアにおいて、周辺住民の身近な生活支援拠点として日常的な買物・サービス施設の維持及び地域交流の場や高齢者・子育て支援等の地域のニーズにあった機能の誘導を図ります。また、団地再生の検討・取組を支援するとともに、地域の主体的なまちづくり活動を促進し、地域で機能を導入、維持していく仕組みを検討します。

④ 地域の拠点づくりにおけるユニバーサルデザイン

横浜市福祉のまちづくり条例や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、都市環境の整備を進めます。特に、生活拠点では、鉄道駅や道路、集会施設などの公共施設や大規模店舗のみならず、一般の店舗などでも積極的にバリアフリー化を進め、誰もが使いやすいまちをつくります。

また、高齢者、障害者のみならず、子供や外国人、初めて訪れる人にも施設や装置などが使いやすく、また表示などが理解しやすいよう、デザインや表示方法などを検討し、改善を図ります。

（4） きめ細かなまちづくり

良好な市街地環境を維持・形成するために、住宅地等の種類別の整備指針に基づくほか、それぞれの地域の実状に即したきめ細かなまちづくりを進めます。その実施に際しては地区計画の導入や、建築協定、緑地協定及び地域まちづくり推進条例



写真：桜台の上空

に基づく地域まちづくりルール・プランなどの制度を活用した地域の主体的で積極的なまちづくり活動を促進します。また、それらの制度の活用によらない場合においても、まちづくり憲章を作るなど、地域のルールやまちづくりの方向性を共有するように努めます。

① 市街化区域内の土地利用転換

市街化区域内の空き地や農地などについて、土地利用の転換が行われ、住宅地等として利用される際には、周辺の環境と調和するよう誘導します。

② 昭和 30 ～ 50 年代に計画的に基盤整備された地域の再整備

昭和 30 ～ 50 年代までに土地区画整理事業等により計画的に基盤整備された地域では、建築物の機能を充実あるいは変更するために、建替えや増築などが始まっています。こうした需要に対し、住み慣れた地域で住み続けられ、市街地としての魅力をさらに向上させることができるよう誘導します。

③ 大規模団地の再生

青葉区内には敷地面積 5,000㎡以上の大規模団地が多く、その多くが築 30 年を超えます。今後、団地の再生にかかる検討（建築物や住環境等の将来に向けた検討やコミュニティ形成の検討、拠点整備等）を開始することが想定されます。その際には、団地の住民が住み続けられ、また、多様な世代が住まうことのできるような居住環境を確保します。合わせて地区計画等のまちづくり手法を活用し、団地住民だけでなく、周辺住民の身近な生活支援となるような日常的な買物・サービス施設や地域の交流の場、子育て支援施設、福祉施設、地域防災に関する施設、働く場等の整備についても誘導します。

④ 既成市街地等のまちづくり

鉄道駅周辺や区画整理事業等による計画的な基盤整備がされていない地域において、再整備の必要が生じた時は、市街地開発事業や地区計画などによる計画的な開発を誘導します。

⑤ 市街化調整区域内の大規模施設

市街化調整区域内に既にある学校などの大規模施設について、施設の拡充・再整備が生じたときは、敷地内の樹林地や緑地を保全する等、周辺環境への配慮を誘導します。

⑥ 建築物の高さ・形態

良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画や市街地環境設計制度を活用することにより、高度地区で定められた建築物の最高限高度を超えて建築することができるようになる場合があります。このため、それぞれの地域の実状及び地域住民の意向に基づいて、建築協定や地区計画などにより建築物の高さ・形態について、ルールを定めるよう誘導します。

⑦ 沿道において低層住宅の立地する地域のまちづくり

幹線道路や主要な地域道路沿道で、用途地域による容積率が150～200%であり、中高層住宅が立地できる地区内において、低層住宅が連続して立地している地域があります。これらについては、それぞれの地域の実状及び地域住民の意向に基づいて、建築協定や地区計画などによりルールを定めるよう誘導します。

⑧ 多様な世代が住む住宅地づくり

バランスのとれた地域社会を形成するため、親との同居・隣居・近居などの多様な住まい方を可能にするよう、二世帯住宅やファミリー世帯向けの住宅の供給を誘導します。そのために、それぞれの地域の実状及び地域住民の意向に基づいて、地区計画の導入や建築協定の見直しなどを進めます。また、ライフステージに合わせて必要な住宅に住むことができるようなシステムを構築することにより、高齢者が夫婦のみの世帯あるいは単身者世帯になったときに必要な住宅やファミリー世帯向けの住宅の供給を誘導します。

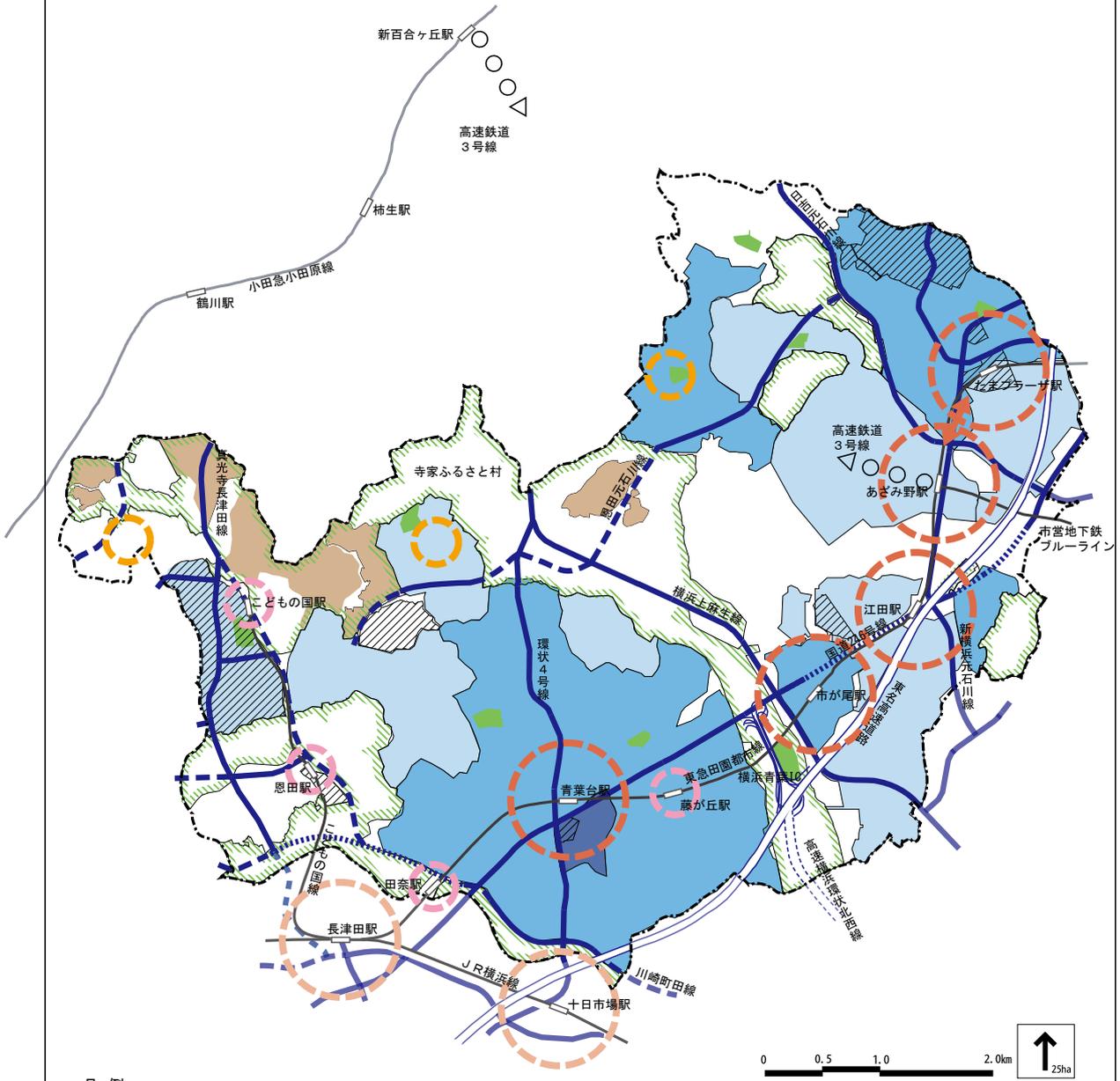
また、住宅のバリアフリー化を進めるため、専門家による相談や整備費の補助などにより支援します。

⑨ 住宅地づくりに関する情報提供・相談体制

住民が身近なところで住宅地づくりや住まいに関して情報を得たり、地域のまちづくりのルール化に関する相談などにきめ細かく対応する体制を充実するとともに、必要に応じて専門家派遣や行政の担当者による支援を行います。

また、横浜市と「空家対策に関する協定」を締結した各専門家団体による相談窓口などにより、空家等の発生の未然防止、流通・活用等の総合的な空家対策を推進します。

拠点及びきめ細かなまちづくり指針図



凡例

	区界		幹線道路 (既存)		昭和30年代までに土地区画整理事業が完了した区域		駅勢圏が大きい生活拠点
	鉄道(駅) (既存路線)		幹線道路 (整備予定)		昭和40年代に土地区画整理事業が完了した区域		生活拠点の一体化
	鉄道 (計画路線)		幹線道路 (計画等)		昭和50年代に土地区画整理事業が完了した区域		駅勢圏が小さい生活拠点
	高速道路 (既存)		自然的土地利用を中心とする地域		市街化調整区域内の主な大規模施設		生活支援拠点
	高速道路 (整備予定)		主な公園 (既存)		地区計画により土地利用の指針が定められている地域		



2 交通ネットワークづくり

区の骨格となる幹線道路・地域道路や鉄道の整備、バス路線の維持・充実により、安全で快適な交通網の充実を図ります。また、交通利便性の向上等を図るため、最寄り駅までおおむね 15 分で到達できる地域の拡大・充実を図るなどの公共交通網の強化、歩行空間や自転車通行空間の整備、移動空間のバリアフリー化により、利用者に優しい交通施設の整備を進めます。

交通施設の整備にあたっては環境への影響に配慮します。

(1) 道路網

① 骨格道路・幹線道路

東西方向の国道 246 号線と、南北方向の日吉元石川線、横浜上麻生線、環状 4 号線、新横浜元石川線、区内の主要なバス通りである奈良西八朔線と黒須田 133 号線に加え、真光寺長津田線と川崎町田線、恩田元石川線の整備を行うことにより、区内を格子状に結ぶ骨格道路網を形成します。また、長津田奈良線などの幹線道路により、安全で快適な道路網を形成します。整備にあたっては、延焼防止など防災上や災害時の効果、沿道環境に配慮します。

また、交通需要管理の視点を取り込みながら、鉄道駅周辺あるいは地域間の移動性を向上し、生活道路への自動車流入を減少させます。

恩田元石川線については、地域のシンボリック道路空間を創出するため、地域住民との話し合いを行いながら、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間のほか街路樹などの道路デザインに配慮し、周辺の地域資源との連携を図ります。また、青葉区における緑のネットワークとして位置付けます。

江田駅東交差点（新横浜元石川線と国道 246 号線の交差点）及び下恩田交差点（川崎町田線と国道 246 号線の交差点）、桜台交差点（環状 4 号線）などについては、渋滞の解消と安全性の向上のため、交差点の改良を検討します。

② 主要な地域道路

住宅地と最寄り駅や幹線道路を結ぶ主要な地域道路については、既存道路の拡幅や改良、道路新設などにより整備し、渋滞の解消や安全性の向上を図るとともに、生活道路への自動車流入を減少させます。

③ 駅前広場、駐車場、駐輪場

バスと鉄道の交通結節点である鉄道駅では、公共交通機関をより利用しやすくするため駅前広場の整備を進めます。

青葉台駅前については、慢性的な渋滞を解消するため、環状 4 号線の交通対策や駅前広場の改良について検討します。

また、通勤時間帯における公共交通機関と自家用車の流れを分離するため、自家用車送迎

用降車エリアの指定などの対策を検討し、既に指定されているエリアについては利用を推進します。

駅前の違法駐車、放置自転車による混雑を緩和するため、駐車場、駐輪場の整備を推進するとともに、既存駐車場の有効利用を図ります。また、特に坂道の多い青葉区で利用の多い電動アシスト付の幼児2人同乗用自転車など、通常より大きい自転車にも対応した駐輪場の整備を推進します。

④ 高速道路

横浜市における主要な高速道路網は下図のように計画されています。

高速横浜環状北線と一体となり、東名高速道路と第三京浜道路とを結ぶ高速横浜環状北西線の整備により、青葉区と市内各地及び他都市との連絡を強化します。

図：横浜環状道路（出典：道路局作成資料）



(2) 公共交通網

① 鉄道網

東急田園都市線、こどもの国線、市営地下鉄ブルーラインに加え、あざみ野からすすき野付近を経由し新百合ヶ丘へ至る高速鉄道3号線（市営地下鉄ブルーライン）の延伸などで、広域的な交通利便性の向上を図ります。新駅が設置された場合には、交通の流れや周辺への影響を考慮した適切な対応を検討し、生活拠点づくりなどまちづくりと一体となった新駅周辺の整備を進めます。

② バス網

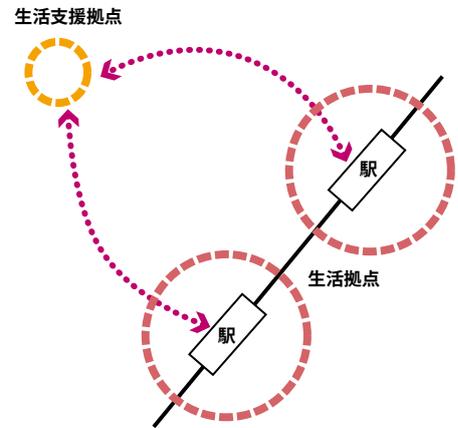
鉄道駅と住宅地などをつなぐバス網を形成して公共交通網を強化するとともに、最寄り駅まで15分以内に到達できない地域や、到達できても便数や所要時間の改善が望まれる地域の交通利便性を向上するため、バス路線の再編・維持・充実やバスベイの設置、交通規制などを進め、バス交通の改善を図ります。特に区北西部における交通利便性の向上を図るため、利用しやすい公共交通網のあり方についての検討を行います。

バスの発着便数の多い青葉台駅及びあざみ野駅については、周辺の交通環境の改善とバス路線の再編の検討を促進します。

また、バス路線は、鉄道駅から離れた住宅地と鉄道駅とを結ぶ主要な地域交通となることから、特に生活支援拠点と鉄道駅とを結ぶバス路線については、利用促進を図るとともに維持・充実に努めます。併せて、生活支援拠点内のバス停周辺的环境整備を図ります。

また、バス交通の利便性を高め、誰もが利用しやすい身近な交通手段とし、自家用車に依存しなくても移動がしやすい環境を整えます。ノンステップバスの導入やバス停付近の改善を進めるほか、地域の実情に即した地域交通の導入等に向けた地域による主体的な活動の支援や乗り継ぎ割引制度の導入等のバスからバス、バスから鉄道の乗り継ぎの利便性向上を図ります。

図：生活支援拠点と鉄道駅を結ぶ主要な地域交通の模式図



(3) 歩行空間・自転車通行空間の形成

駅前空間、幹線道路、主要な地域道路には、歩道の連続化・有効幅員の確保・段差の解消、街路樹の整備・保全などにより、誰もが安心して楽しんで歩ける、安全で快適な歩行空間を整備します。また、幹線道路等による地域の分断や横断の際の安全確保に配慮します。

幹線道路や主要な地域道路に囲まれた地区内の生活道路については、カラー舗装等による歩行者の通行帯への意識、車両の歩行者に対する注意喚起など、交通安全施設や交通規制などにより歩行者の安全性の向上を図ります。更に、地域が主体となった緑地協定や建築協定などにより沿道の緑化を図り、緑豊かでくつろぎのある生活道路空間を創造します。

自転車交通については、環境負荷の低減や過度なマイカー利用の抑制、健康増進などにつながることからこれを重視し、自転車を安全、快適に利用でき、歩行者の安全を脅かさないように、自転車通行空間の整備を検討します。また、歩行者の安全性を確保できるように交通ルールの遵守に向けた取組を進めます。

これらを体系的に整備することにより、街並みや風景を生かした歩きたくなる歩行空間や自転車通行空間の形成を進めます。

(4) 道路・交通機関のバリアフリー化

全ての人が安全で快適に行動できるよう、移動環境における連続的なバリアフリー化を図ります。

道路においては、十分な歩行空間を確保し、通行の支障となる障害物や段差を取り除くとともに、視覚障害者誘導用のブロックや信号の設置、見やすく分かりやすい案内板の整備などにより、バリアフリーの歩行空間を整備します。

また、鉄道駅のバリアフリー化や、ノンステップバスの導入を促進し、誰もが自らの意思で自由に行動できるよう、交通機関のバリアフリー化を促進します。

3 水と緑の環境づくり

まとまりある樹林地や農地などを保全し、鶴見川水系の自然的環境を生かした魅力的な空間にすることにより、うるおいあるまちづくりを進めます。また、市街地においても緑のうるおいある環境を創造します。豊かな水と緑の環境を守り、創り、繋ぐことにより、生物多様性の保全に努めます。

(1) 緑の拠点

① 樹林地（里山）の保全

横浜市の緑の10大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図ります。



写真：こどもの国の上空

敷地内に樹林地が存在する施設などにおいては、現行の緑地協定や風致地区等に基づき自然的環境の保全を図っていきます。

なお、土地利用の変更が見込まれるときにも、様々な緑地保全制度を活用し、緑地保全に努めます。

また、市民の森や、里山の保全・再生を担う愛護会などの区民の活動を支援します。

② 農地の保全

農業振興地域内の農用地区域を保全し、農業専用地区などの指定を進めます。

青葉区の原因風景である谷戸の保全については、農業施策との連携や区民の参加などによる総合的な対応策を検討します。市街地に近い立地特性を活用して、区民が趣味や楽しみの中として気軽に農業に触れることができるよう、市民利用型農園や収穫体験農園の整備を支援します。

寺家町を、良好な田園風景を有する「寺家ふるさと村」として保全するとともに、農業体験学習などによる農とのふれあいの場として活用します。

(2) 水と緑の軸

① 快適な水辺空間の創出

青葉区の原因風景である水と緑の軸となる鶴見川（谷本川）、早渕川、恩田川・奈良川などの河川とその周辺の田園風景を保全し、多様な生き物が生息する環境の保全・回復を図ります。また、小川アメニティ、親水護岸、管理用通路などを用いたプロムナード、シンボルとなる並木、サインの整備などにより川に親しみやすい環境を創り出します。鶴見川（谷本川）や周辺の農地と連携したスポーツ・レクリエーション拠点として、谷本公園の整備を進めます。

(3) その他の市街化調整区域内の樹林地・農地

樹林地については、特別緑地保全地区、源流の森保存地区などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めます。農地については、農業振興地域内の農用地区域を保全し、農業専用地区などの指定を進めます。

(4) 市街地内の自然的環境

① 樹林地の保全

市街地内に残る樹林地については、特別緑地保全地区、緑地保存地区などの緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めます。

② 特色ある公園づくり

住宅地内の貴重なオープンスペースである公園については、子育てや地域の交流、防災などの多様な機能を有する地域に密着した拠点として活用を図るため、地域の意向を把握し、公園ごとの植生や地形等の特色を生かしながら、整備・管理します。

③ 公共的空間、公共施設、雨水調整池などの緑化

駅前広場や公開空地などの公共的な空間については、関係者の協力により緑化を誘導します。公共施設については積極的に緑化を進めるとともに、周囲の道路・緑地と一体的に緑の環境を創出します。道路幅員や既存の街路樹とのつながり、老朽化した樹木の安全性等に配慮しながら、快適な歩行空間を創出する街路樹の整備・保全を進めます。

降雨時などに一時的に水を貯めておくための雨水調整池等については、平時に利用できる広場などとして有効活用を図ります。

学校や公園、水路、雨水調整池等を活用し、多様な生き物が生息できる環境（ビオトープ）を創出します。

④ 身近な緑の創出

身近な環境をうるおいあるものとするため、住民一人ひとりが住宅地内の緑化に努め、庭やプランターの活用、生け垣の育成、屋上・壁面の緑化、空地等を利用したコミュニティガーデンなどを進めることにより、市街地内の緑を創出していきます。

住宅地などにおいては建築協定や地区計画だけでなく、地域主体で緑化に取り組む緑地協定などの締結を進めます。商店街などにおいては、商店街活動として、まちの緑化と美化を進めていくことを検討します。

(5) 緑のネットワーク

水と緑の軸や緑の拠点を結ぶため、恩田元石川線を主な緑のネットワークとして位置付け、街路樹等を整備します。また、区民が気軽に水と緑に親しむことができるよう、区内に広がる様々な水と緑の空間を花や樹木により結びます。水路を活用して親水性のある遊歩道などを整備します。

(6) 水循環の再生

特別緑地保全地区や源流の森保存地区などにより、水源域での緑地を保全するとともに、農地の保全・改修、湧水の保全、雨水浸透施設の設置促進、歩道の透水性舗装などを実施することにより、水の流れを保ち、自然の水循環の回復を進め、水害、地盤沈下の発生を抑制します。

(7) 区民活動のネットワークづくり

区民一人ひとりが緑を守り育てる活動に参加し、将来にわたって緑の担い手となるような環境づくりを進めます。また、緑に関する情報を提供するとともに、様々な活動団体の交流を支援し、区民活動のネットワークづくりを進めます。

(8) 生物多様性

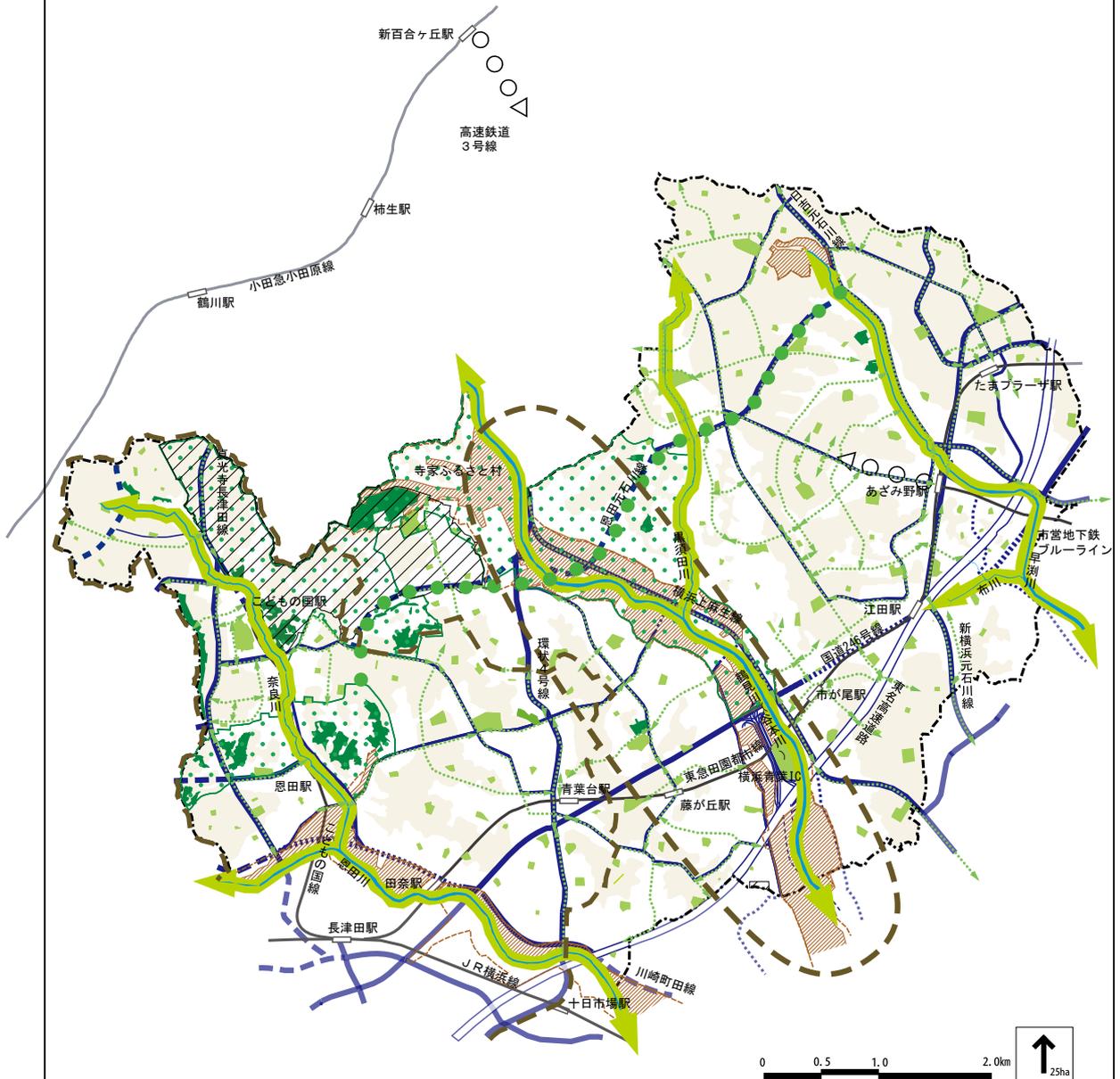
身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができるよう、生物多様性に配慮して、水と緑の環境の保全、再生、創造を進めます。

多くの生き物が生息・生育する、緑の10大拠点などのまとまった樹林地や農地については、特別緑地保全地区など緑地保全制度を活用しながら保全します。水田・水路・ため池・二次林の雑木林などがつながって形成されている谷戸については、生き物にとって重要な生息・生育エリアとなるため、水田所有者や地元農業者組織による体験水田の運営などを支援しながら保全していきます。

鶴見川流域周辺では、その立地の特徴を生かし、水辺拠点の整備や多自然川づくりを進めます。また、生物多様性の保全や、樹林地の安全性の向上などを図り、里山の保全・再生を担う区民の活動を支援します。

学校校庭・保育所園庭の芝生化、生物多様性に配慮した屋上・壁面緑化、未利用公共用地における緑の創造、既存公園の緑化などを進めます。

水と緑の環境づくり指針図



凡例

	区界		幹線道路 (既存)		農業振興地域		緑の拠点
	鉄道 (駅) (既存道路)		幹線道路 (整備予定)		農用地区域		水と緑の軸
	鉄道 (計画路線)		幹線道路 (計画)		風致地区		恵みの里地域 および候補地
	高速道路 (既存)		特別緑地保全地区、市民の森等 (既存)		丘 (標高50m以上)		主な緑のネットワーク
	高速道路 (整備予定)		公園 (既存)				街路樹

4 暮らしを支えるまちづくり

子供から高齢者まで、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して豊かに暮らし続けるため、歩いて暮らせる生活圏のなかで、様々なまちの機能をネットワークし、暮らしを支えるまちづくりを進めます（p.62 コラム参照）。施設整備にあたっては、区民が身近に利用し、多様な活動を行えるよう、地域にバランスよく配置します。

(1) 身近な施設づくり・機能の活用及び導入

① 活動の拠点となる施設

多様になりつつある区民活動の拠点となる青葉区区民活動支援センター、青葉国際交流ラウンジについては、区民がより利用しやすくなるよう再整備の検討を行います。また、前述の施設及び青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」等の機能強化と各施設の連携を図り、地域活動が活発に行われる環境づくりを進めます。また、男性も女性も活躍する社会の実現を目指して、区民の自



写真：荏田西コミュニティハウス

主的な活動支援や区民の交流の拠点であるアートフォーラムあざみ野において、各種事業の充実を図ります。地域の活動を支える中心的施設として、区内に6館整備されている地区センターのほか、コミュニティハウスを中学校区程度に1か所整備し、地域活動の高揚を図ります。

また、小中学校の特別教室や体育館、校庭など学校施設の開放を進め、地域活動の拠点として積極的な活用を図ります。放課後などに遊びを通して異なる年齢の子供たちが交流するはまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブは引き続き市立小学校全校で実施します。学校予定地等の未利用公共用地については土地利用までの間、暫定的に地域の方々が利用できるスポーツ広場や、子供の遊び場等として有効活用します。

身近な活動の場の充実をすすめるため、自治会・町内会館の整備を促進します。

② 地域の福祉、保健医療を支える施設

介護を必要とする人やその家族をはじめとして誰もが、住み慣れた地域や家庭において健康で安心した生活が営むことができ、元気に暮らせるよう、在宅福祉及び地域の福祉・保健活動の拠点として地域ケアプラザの事業の充実を図ります。また、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設等の整備を進めるとともに、地域の医療機関や介護事業者が連携し、地域で高齢者の医療・介護・暮らしを支えていく「地域包括ケアシステム」の展開を進めます。

子育て世代を支援するため、多様な保育・教育ニーズへの対応と充実を図り、施設間の連携を図るなど、質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。また、保護者が労働等に

より家庭にいない時間帯に、児童が安心して遊べる居場所を充実させるため、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの移行を進めます。

地域での緊急な小児医療に対応できるよう関係機関と協議し、医療機関相互の連携を促進しながら、きめ細かな医療サービスを検討します。

障害者が安心して暮らしていけるよう、地域作業所、グループホーム等の誘導を進めます。

③ 文化・スポーツ・レクリエーションの拠点となる施設

市民のアート活動の拠点である横浜市民ギャラリーあざみ野や、区民文化センター（フィリアホール）、公会堂などの連携を図り、区民の活発な文化活動や自己啓発活動、生涯学習等を支援する環境づくりを進めます。また、山内図書館を拠点として図書館サービスの充実を推進します。

スポーツセンターやくろがね野外活動センター、青葉区制 20 周年記念区民協働整備施設「青葉スポーツプラザ」に加え、スポーツ施設を有する谷本公園の整備の促進など、身近なスポーツ・レクリエーション施設を充実させます。

④ 活動を支える仕組みづくり

各施設を利用した区民による活動がより活発になるよう、インターネットの活用や区民活動団体の協力などにより、情報提供や相談体制を強化します。

⑤ 地域での生活に必要なとされる身近な機能の導入

鉄道駅まで移動しなくても日常生活に必要な品物を手に入れられるよう、住宅地に身近な場所への生活利便施設や地域の交流の場等の機能の誘導を図ります。地域のニーズに合った機能を誘導するため、地域まちづくりプランの策定等を検討します。

⑥ 身近な健康づくり

健康寿命を伸ばし、いつまでも元気に活動するため、子供から高齢者までの誰もが既存の公園や遊歩道等を活用し、日常的に健康づくりが行えるような空間づくりを進めます。

(2) 環境と共生するまちづくり

① 少負荷・循環型都市づくりに向けた取組

鉄道やバスなどの公共交通網と環境に配慮した道路網を体系的に整備するとともに、交通の目的に応じて公共交通機関が効率的に利用されるような交通体系を確立することにより、環境への負荷を軽減した都市づくりを進めます。

建築から取壊しまでにかかる全てのコストや環境負荷を考慮し、建築物の寿命を重視した建築を進めます。設計段階から建築物を長く利用し、必要な機能を向上するための改修を視野に入れた建築を誘導し、既存の建築物においては、耐震診断の実施などにより維持管理・修繕を促進します。また、環境共生型住宅の普及を促進します。

家庭生活や事業活動から出されるごみや資源の分別・リサイクルとともに、リデュース（発生抑制）の取組を進め、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用を図ります。

都市の適正な水循環を確保するため、雨水の地下浸透や下水処理水・雨水などの利用を進めます。

② 地球温暖化やヒートアイランド現象への対応

地球温暖化対策など地球規模の環境保全に資する地域の取組が進められ、持続的発展が可能なまちづくりを進めます。

建築物における効率的なエネルギー利用を図るため、省エネルギーに関する情報提供を行うとともに、ヒートポンプなどを活用した省エネルギー型機器の導入を進めます。また、青葉区の地勢等の特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及・啓発や、自立分散型エネルギーの導入を進めるとともに、BEMS、HEMS 等によるエネルギーマネジメントを推進します。公共施設においては、発電・余熱の供給や、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの導入などによる、エネルギーの有効利用に努めます。

誰もが利用しやすい公共交通機関の整備による自家用車利用の抑制や電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の普及促進を図るとともに、体系的な道路網の整備などによる交通の流れの円滑化を図ることで、温室効果ガスの削減を進めます。

樹林地、農地、水辺空間の保全に加えて、屋上・壁面緑化の推進、地表面緑化の推進、すず風舗装・透水性舗装の推進等によりヒートアイランド現象の改善を図ります。

長期的な気候変動に対しては、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加え、人や社会、経済のあり方を調整することで、可能な限りその影響を軽減する「適応策」を進めます。

(3) 地域情報を活用したまちづくり

① 地域情報化の推進

誰もが身近に生活に必要な情報を得ることができるよう、広報・広聴、教育、防災など多様な分野における情報技術の活用を促進します。それらの情報を活用することにより、更に積極的なまちづくりを促すとともに、これまでまちづくりに参加することが少なかった若い世代やサラリーマンなどの人々の参加を促し、より充実したまちづくりを進めます。

そのため、地域の基礎的データやまちづくりに関する情報の整理、迅速な提供、掲示板などを利用した議論の場の提供などを進めます。また、情報機器を使い慣れていない人々に対する情報提供方法に配慮するとともに、学習機会の提供や相談体制の充実により、情報リテラシーの向上に努め、誰もが利用しやすい地域情報化を進めます。

② 地域情報化のための基盤整備

地区センターなどの身近な施設を地域情報発信の拠点として整備し、行政と地域の情報ネットワークを構築します。また、光ファイバーや都市型ケーブルテレビの活用推進、公共施設等への Wi-Fi 整備などにより、情報通信社会を支える情報基盤の整備促進を図ります。

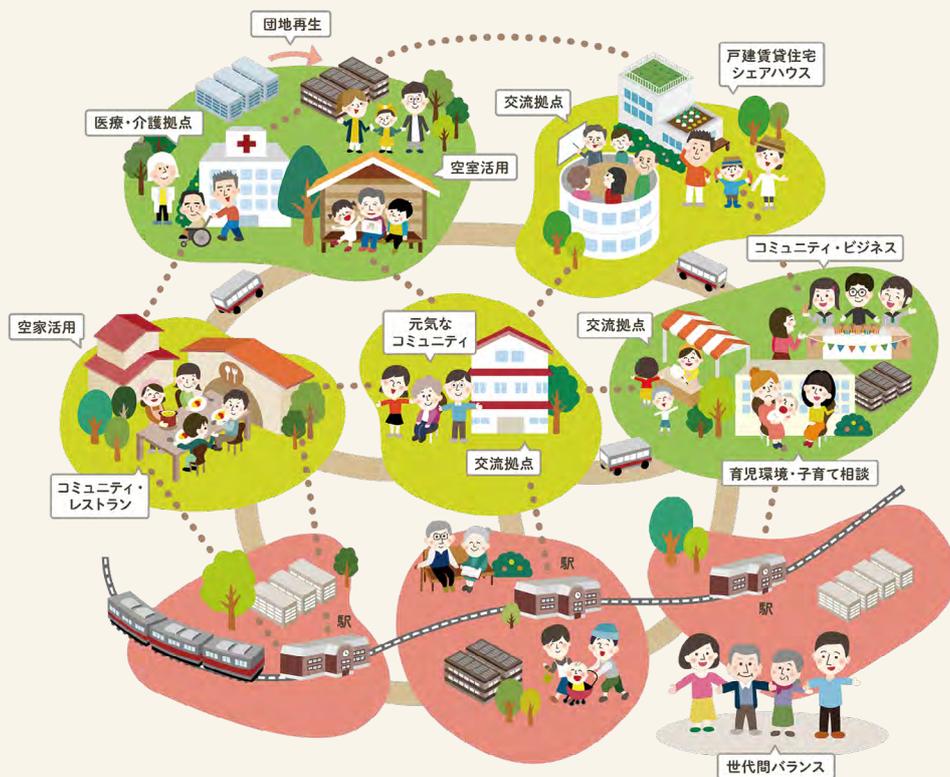
○コラム：『コミュニティ・リビング』の提案（次世代郊外まちづくり）

横浜市では、住み慣れた身近な地域で、誰もが安心して暮らし続けられるように、生活圏の拠点となる駅周辺等に、周辺住民の生活を支えるために必要な機能を集積し、郊外の住宅地の住環境を維持し拠点駅との交通を確保するなど、市民生活を支えるコンパクトな住宅地の形成を進める『持続可能な住宅地モデルプロジェクト』に取り組んでいます。

『次世代郊外まちづくり』は、『持続可能な住宅地モデルプロジェクト』の一つであり、「たまプラーザ駅北側地区（横浜市青葉区美しが丘1～3丁目）」をモデル地区として、「既存のまちの持続、再生」を目的に、地域住民、行政、大学、民間事業者の連携、協働によって少子社会、高齢社会の様々な課題を一体的に解決していくことを目指しています。

『次世代郊外まちづくり』に取り組んでいくためのビジョンを提示した『次世代郊外まちづくり基本構想 2013』において、暮らしと住まいのコンセプトとして「コミュニティ・リビング」が提案されています。

「コミュニティ・リビング」とは、郊外住宅地の一定のエリア、歩いて暮らせる生活圏の中で、暮らしの基盤となる住まいと、住民の交流、医療、介護、保育や子育て支援、教育、環境、エネルギー、交通・移動、防災さらには就労といった様々なまちの機能を、密接に結合させていく考え方です。これによって、多世代かつ多様な住民が、住まい、暮らし、交流し、働き、活躍するまちにしていくことを実現していきます。



図：コミュニティ・リビング・モデル（出典：建築局記者発表資料（平成 28 年 7 月））

5 安全・安心なまちづくり

建築物の耐震化や不燃化、道路橋や鉄道等の耐震性の向上、ライフラインの耐震化と早期復旧体制の強化、災害時の避難路や緊急輸送路・延焼遮断帯としての道路骨格の形成、公園や農地を含めた緑のオープンスペースの確保などにより、大規模災害にも対応できる都市の骨格を形成します。

雨水流出抑制対策等により近年多発する傾向にある局地的な大雨など風水害への対応を強化します。都市災害や火山噴火なども含めた総合災害対策について検討を進めます。

(1) 災害に強いまちづくり

① 耐震化の促進及びライフラインの確保

公共建築物の地震対策、民間建築物の耐震化、不燃化を進めます。特に、民間建築物に対する耐震診断や耐震工事費用への補助などによる木造住宅やマンション、耐震診断の実施が義務付けられた緊急輸送路沿道の建築物の耐震化を促進します。

また、区内には擁壁や自然崖が多いため、がけ地防災対策工事助成金制度・がけ地減災対策工事助成金制度を活用し、擁壁等の安全対策を促進します。

さらに、日常生活の利便性を向上し、地震や火災などの災害時に避難や消火・救急活動を円滑にするため、狭あい道路の拡幅整備を推進します。

鉄道、橋りょうなどの都市基盤施設の耐震性の向上を図るとともに、電気・ガス・上下水道等ライフラインの耐震化、電源の多重化や被害を受けた際の復旧の容易さを考慮した設備更新を推進します。

② 災害時の緊急輸送体制

区内の災害応急対策活動に必要な物資や機材、人員などを市域内や県外から広域的に運ぶために、他の都市と青葉区の防災拠点等を有機的に結びつける必要から、緊急輸送路を指定しています。その内、未整備道路については整備を促進します。

【第一次緊急輸送路】

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的ネットワークの重要路線で、輸送の骨格をなす道路です。区内では、東名高速道路、国道246号線、横浜上麻生線、環状4号線などを指定しています。第一次緊急輸送路は、他都市から災害対策を支援するための主要な搬入路となることから、各道路管理者は他の道路に先駆けて最優先に通行確保を行います。

【第二次緊急輸送路】

第一次緊急輸送路を補完し、地域内での災害救助活動に使用する道路です。不測の事態の場合に第一次緊急輸送路の代用とし、あるいは第一次緊急輸送路から区内の防災拠点へと順次連結していくための重要な道路として真光寺長津田線などを指定しており、順次通行確保を行います。

③ オープンスペースの確保

災害時の避難、救援活動、仮設住宅建設のための用地として、公園に加え、水と緑の軸上を含む農地の「防災協力農地」への登録を推進する等によりオープンスペースを確保します。

④ 帰宅困難者対策

青葉区内の各鉄道駅での帰宅困難者対策として、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定します。指定にあたっては、鉄道駅周辺の公的施設及び民間施設等に対して協力をいただきながら拡充を図ります。

区内の事業所や学校等に対しては、従業員や生徒の留め置きや食料等の備蓄について協力を促すと共に、災害発生時の担い手となるよう働きかけます。

⑤ 災害時の医療救護体制

災害時における地域への医療救護体制として、巡回診療チームが各地域防災拠点を巡回する診療を行うほか、医療関係団体の協力を得て、定点診療を行います。また、より多く命を救うため、救急度・症状に応じた医療機関として災害拠点病院及び災害時協力病院を指定します。

⑥ 風水害対策の推進

河道拡幅等の河川整備に加え、学校や公園等の公共空間を活用した流域貯留浸透施設の整備、雨水貯留タンクや雨水浸透ますの設置促進により、急激な雨水の流出を抑制します。さらに、区内の崖地については、助成金制度等を活用した安全対策を進めます。

(2) 地域の防災まちづくり

町の防災組織、防災ライセンスリーダーや消防団、家庭防災員を育成するとともに、地域防災拠点を中心としたネットワークを構築することなどにより日頃から地域一人ひとりの防災意識を高め、地域の自助・共助の体制強化を図ります。

また、土砂災害ハザードマップや内水・洪水ハザードマップなどを活用し、浸水や避難の情報等の提供し、災害時の情報受伝達の方法を予め確認することを促すなど、災害対策への啓発を進めます。

災害時には、災害状況や避難に関する情報等を提供し、一人ひとりの適切な行動を促します。また、災害時に援護が必要な高齢者、障害者などの安全確保のための支援体制としてあおば災害ネット（災害時要援護者避難支援システム）の地域での活用を支援します。



写真：防災訓練

(3) 地域の防犯まちづくり

犯罪ゼロのまちを目標に、まちの防犯性を高めるため、街路灯や防犯灯の設置・LED化、防犯性を考慮した住宅、公園、道路づくりを進めるとともに、警察との連携を図ります。また、日頃から危険な場所を把握し、情報を共有するとともに、商店や一般家庭の協力を得て子ども110番の家の指定や学校・家庭・地域の連携による安全対策などを進めます。

防犯パトロールや児童の登下校の見守り、交通安全活動など、地域で取り組む活動を支援します。



写真：防犯パトロール

6 魅力と活力のまちづくり

子供から高齢者まで、誰もが自らのまちに愛着をもちながら、自分らしくいきいきと地域で活躍し、より豊かに住み続けるための環境づくりや仕組みづくりを進めます。

(1) 景観づくり

まちへの愛着を感じられるよう、地域の特性を生かした景観づくりを進めます。

多くの区民に親しまれている緑地・農地や農家・古民家などの地域資源を生かし、各地域が持っている魅力的な景観を今後とも維持保全し、更に高めていきます。区民の地域まちづくり活動などを通じて、区民、事業者及び行政が協働で地域ごとの個性や魅力を生かし、多様性を感じさせる景観づくりを進めます。

① 拠点の景観づくり

生活拠点や生活支援拠点の整備にあたっては、景観計画、地区計画などの制度の活用やまちづくり協定の締結などにより、区民とともに個性豊かな街並みづくりを進めます。そのため、景観を誘導する地区を検討します。特に、たまプラーザ、あざみ野、青葉台各鉄道駅周辺では、文化施設や商業施設が集積していることから、建築物のデザインの統一、無電柱化などを推進します。

② 住宅地の景観づくり

住宅地のまとまりごとに特色ある景観を保全・育成するため、景観計画や地区計画、景観協定や建築協定、地域まちづくりルールなどの制度を活用するなどして、住宅の高さ、色彩、用途、緑などに関するルールづくりを進めます。また、そうしたルールが定められていない住宅地やそれらを検討中の住宅地については、まちづくり憲章などのより緩やかなルールを地域で検討し、目指すべき住宅地像や約束事などを共有していきます。



写真：みずが丘の並木道

③ 市街地の緑の景観づくり

○ 鉄道駅から住宅地への緑の景観

駅前広場には、オープンスペースと共に緑の環境を確保します。また、商店街などによる花壇作りや街路樹の適切な維持・育成により、駅から住宅地へと、緑が迎えてくれるような景観づくりを進めます。

○ 住宅地の緑の景観

住宅地においては、道路や公園の緑と、各住宅地内の緑とが一体として感じられるよう、それぞれが緑を育てます。生活道路では、コミュニティ道路として再整備したり、公園と一体的な整備を図るなどして緑の空間を形成し、これをネットワーク化します。また、緑

地協定やまちづくり憲章などを定めるなどして、各住宅が緑の景観に寄与するよう、緑に関するルールづくりを支援します。

④ きれいなまちづくり

ごみのない、清潔できれいなまちづくりに向けた地域の取組を進めます。まちの美観や快適な生活環境を損なわないよう、空き缶などの散乱防止対策や放置自動車対策及び地域の状況に合わせた不法投棄防止策を進めます。

⑤ 道路空間の景観づくり

幹線道路、主要な地域道路では、歩道空間をできるだけ確保し、街路樹の維持・育成、街路灯の設置、インターロッキング舗装などにより、景観の向上を図ります。恩田元石川線については、緑豊かな道路として地域のシンボルとなるよう整備します。生活道路では、公園と連携するなどして、街路樹による緑の空間を形成し、これをネットワーク化します。道路沿道の景観については、看板や建築物の建て方、道路に沿った緑の配置などに関するルール化の検討を行い、きれいな沿道景観づくりを目指します。

⑥ 鉄道や橋りょうの景観づくり

鉄道や橋りょうを整備する際には、周辺の景観と調和するよう配慮します。

⑦ 水辺を生かした景観づくり

河川や池のある風景を育てるとともに、水辺をより身近なものに感じられるよう多自然川づくりを行います。親水護岸や散策路、サインなどの整備を行うとともに、水質を改善し、様々な動植物が生息できるよう環境保全を行います。また、雨水調整池等の環境整備・ビオトープ化を進めます。

⑧ 眺望を考慮した景観づくり

谷戸の風景、丘からの眺め、田園風景から丘の風景への視界の広がり、道路からの見通しなど、眺望を考慮した景観づくりを進めます。優良な農地や樹林地、斜面緑地、街路樹の保全・育成を進めるとともに、眺望に配慮した住宅地づくりなどを促進します。

⑨ 歴史と文化を伝える景観づくり

江戸時代からの田園風景を残す寺家ふるさと村などを良好な歴史と文化を伝える景観として保全します。文化財、史跡、名木古木を保全し、景観づくりに生かしていきます。

⑩ 公共施設による景観づくり

公共施設の整備にあたっては、シンボリックで親しみのあるデザインにするとともに、積極的に緑化を進め、公共施設周辺も含めて魅力的な景観を創り出すよう努めます。

(2) 青葉区の特徴を生かしたビジネスや雇用の場の創出と住民活動づくり

首都東京や横浜都心部への交通利便性を生かし、鉄道駅周辺への業務機能の集積を図るほか、子育て支援や高齢者支援等、郊外住宅地ならではのテーマをもったコミュニティビジネスやソーシャルビジネス、クラインガルテンなど豊かな水と緑の環境を生かした働く仕組み等、ビジネスや住民活動の育成と創出を行います。また、子育て中の主婦や仕事を引退した高齢者等が、青葉区に住みながら起業や活動を行うための場の整備の誘導や支援を既存の施設と連携しながら進めます。また、それに必要なIT関係のインフラ整備について事業者働きかけていきます。



写真：住民活動の様子

(3) 歴史やまちの記憶による魅力づくり

青葉区には、古代から人々の営みがあり、古墳や郡衙（ぐんが）、特に江戸時代中期以後盛んに利用されていた大山街道や、その宿場であった荏田宿周辺には、当時の面影を残す歴史的資源が残されています。また、鶴見川(谷本川)及び恩田川沿いに広がる田園風景も、市街化以前の面影を残す歴史的な景観です。青葉区の市街化区域の大部分は開発により新たに創られたまちですが、その開発から既に50年経過



写真：旧旅籠

しています。この青葉区で生まれ育った人にとっては、青葉区がふるさととなり昔のまちの面影や様々な出来事が記憶されています。

これらの青葉区の歴史や、各々が今住んでいるまちの記憶を継承し、歴史的資源の活用により青葉区の魅力を高めていくことで、青葉区への愛着が高まるまちづくりを推進します。